

東かがわ市告示第67号

東かがわ市被保護者就労支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市被保護者就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第55条の7に規定する被保護者就労支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、東かがわ市とする。ただし、事業の全部又は一部を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、就労が可能である被保護者（法第6条第1項に定める被保護者をいう。）で、事業への参加を希望するものとする。

2 事業への参加に当たっては、事前に対象者へ事業の趣旨を十分説明し、同意を得るものとする。

(事業の内容等)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 相談及び助言 対象者の就労支援に必要な相談に応じ、助言を行う。
- (2) 求職活動の支援 履歴書及び職務経歴書の作成並びに面接の受け方等について対象者に助言を行う。
- (3) 求職活動への同行 ハローワーク等における求職活動、企業面接等に同行し、必要な支援を行う。
- (4) 関係機関との連絡調整 ハローワーク等の関係機関と必要な連絡調整を行う。
- (5) 個別求人開拓 対象者の希望、能力及び経験等を踏まえ、適切な求人を探すとともに、就労に結びつきやすい業種等に特化した個別の求人開拓を行う。
- (6) 定着支援 就職した対象者の職場安定等を図るため、対象者の状況に応じた相談

等のフォローアップを実施する。

(7) その他就労に関する支援 前各号に掲げるもののほか、就労のために必要な業務を行う。

(稼働能力判定会議等の開催)

第5条 対象者の稼働能力又は適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、必要に応じて複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催するものとする。

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、対象者の状況に応じ、原則1年を超えない期間とする。

(職員の配置)

第7条 事業の実施に当たって、就労支援を行う職員を1名以上配置するものとする。

(利用の申込)

第8条 事業の利用を希望する者は、被保護者就労支援事業利用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の申込を受けたときは、速やかに内容を確認の上、事業利用の可否を決定し、その結果を被保護者就労支援事業利用決定・否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(利用の中止)

第10条 市長は、事業を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合、事業の利用を中止するものとする。

- (1) 第3条に定める対象者に該当しないことが明らかとなったとき。
- (2) 第4条各号に規定する支援を拒否し、又は必要な指示に従わないとき。
- (3) その他市長が事業の利用継続を困難と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の中止を決定したときは、被保護者就労支援事業利用中止通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

(事業の終了)

第11条 市長は、利用者が就労に向けた目標を達成したと認めたとき又は第6条に規定する期間が満了したときに事業の利用を終了するものとする。

(報告)

第12条 第2条の規定により事業を受託した事業者は、個々の支援活動状況について、翌月末日までに市長へ報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

東かがわ市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

被保護者就労支援事業利用申込書

東かがわ市被保護者就労支援事業実施要綱第8条の規定により、就労支援事業の利用を申し込みます。また、事業の利用に当たり必要となる個人情報を関係機関に提供することに同意します。

様式第2号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

東かがわ市長

印

東かがわ市被保護者就労支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申込のあった就労支援事業の利用については、東かがわ市被保護者就労支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 留意事項

（1） 事業による支援を受けている期間中、次のアからウまでに該当した場合は、利用を中止することがあります。

ア 実施要綱第3条の要件を満たさないことが明らかとなったとき。

イ 実施要綱第4条各号に規定する支援を拒否し、又は必要な指示に従わないとき。

ウ その他市長が事業の利用継続を困難と認めたとき。

（2） 事業の実施期間中であっても、市長が就労に向けた目標を達成したと認めた場合は、その日をもって事業の利用を終了します。

様式第 3 号（第 10 条関係）

第 年 月 日 号

様

東かがわ市長

印

東かがわ市被保護者就労支援事業利用中止決定通知書

年 月 日付 第 号で決定した就労支援事業の利用については、東かがわ市被保護者就労支援事業実施要綱第 10 条第 2 項の規定により下記のとおり中止することを決定したので、通知します。

記

1 利用中止日 年 月 日

2 中止の理由